

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 3 日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

注文者・事業者等が安全衛生上の指示等を行う場合における留意事項
(労働基準法上の労働者性、いわゆる偽装請負との関係) について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課より別添の通り、本会宛に周知の依頼がありました。

本通知では、事業者から作業等の一部を請け負った請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対して、安全衛生確保の観点から指示等を行うことが労働基準法上の労働者性や偽装請負の判断に影響を与えるか否かについての基本的な考え方や留意事項についてまとめられています。

つきましては、別添の留意事項について、ご確認いただくとともに、貴会会員企業に対し、周知くださいますようお願いいたします。

以上

担当：労働部 吉田